

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

県が、市町の地域農業将来ビジョンの作成から実行までの活動（別紙「地域農業将来ビジョン構築支援事業の概要について」参照）を支援する中で、市町への地域での話し合いに向けた支援及び本県への参入見込みのある県外の企業経営体の情報収集が必要であるため。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

10,993 千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時（必着）

(2) 上記(1)に対する確認結果の回答日

令和8年5月22日（金）まで

(3) 仕様書等に対する質問書提出期限・・・【様式3】

令和8年5月22日（金）午後5時（必着）

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和8年5月25日（月）15時よりプロポーザルの説明会をオンライン（Zoom）で実施し、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

① 提出場所

広島県農林水産局農業経営課

② 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

③ その他

(ア) 提案書の提出を取り下げの場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式5】を提出すること。

なお、提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取り下げ願い書」を提出すること。「取り下げ願い書」の提出があった場合についても、提出された書類は返却しない。

(イ) 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

(ウ) 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

(6) 提案書に関するプレゼンテーションの実施

① 実施方法

オンライン（ZOOM）又は対面による（質疑を含めて30分程度）

② 実施日時

令和8年6月4日（木）10時から12時の間で別に指定する日時及び場所（庁舎内会議室）

③ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請

① 公募型プロポーザル参加希望者は公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 単独企業・企業グループ共通

- ・広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）
- ・機密データの保存等に関する申出書【様式2】

イ 単独企業の場合

- ・会社概要説明書【様式4】

ウ 企業グループの場合

- ・会社概要説明書【様式4】
- ・グループ構成書【様式6】
- ・委任状【様式7】

② 申請に必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参、郵便又は電子メールによる。郵便による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

⑤ 電子メールによる提出は、件名を「令和8年度地域農業将来ビジョン構築支援業務のプロポーザル参加申請」とし、次のアドレスに電子メールを送信後に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先メールアドレス》noukei@pref.hiroshima.lg.jp

《電話番号》082-513-3566（ダイヤルイン）

(8) 仕様書

① 仕様書に対する質問がある場合は、仕様書等に対する質問書【様式3】により、電子メールにて提出すること。

提出は、件名を「令和8年度地域農業将来ビジョン構築支援業務についての質問」とし、次のアドレスに電子メールを送信後に電話にて着信の確認を行うこと。

《送付先メールアドレス》noukei@pref.hiroshima.lg.jp

《電話番号》082-513-3566（ダイヤルイン）

② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者の質問にのみ回答する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等

① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

- ② 上記の通知を受けた者は、広島県農林水産局農業経営課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和8年6月8日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和8年6月9日（火）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、発注者が、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができることとする。

(11) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 参加者の負担

申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(13) 申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本委託業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。

ただし、次の場合には、使用することがある。

ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(15) 本委託業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(16) 提案内容に含まれる特許権など法廷に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

なお、最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし。

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書及び（参考資料）地域農業将来ビジョン構築支援事業の概要について
- (3) 契約書（案）及び業務処理要領
- (4) 提案書作成要領
- (5) 提案書評価基準
- (6) 様式類

【様式1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書

【様式2】機密データの保存等に関する申出書

【様式3】仕様書等に対する質問書

【様式4】会社概要説明書

【様式5】取り下げ願い書

【様式6】グループ構成書

【様式7】委任状

【問合先】

広島県農林水産局農業経営課 担当 隅

電話 082-513-3566（ダイヤルイン）